

大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワーク管理・運用体制規約
(SPring-8/SACLA 共用実験データシステム・共用実験ネットワーク管理・運用体制規約)

令和2年 10 月 30 日
SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第1条(目的)

本規約は、「大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークに関する基本方針」(以下「基本方針」)に基づき、SPring-8 データ・ネットワーク委員会(以下「委員会」)が SPring-8/SACLA 共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークの管理・運用体制に関する基本的な事項(以下「規約」)を定めることにより円滑な運用と拡充を図り、もって SPring-8/SACLA の利用実験の成果最大化に資することを目的とする。

第2条(管理体制)

委員会は、基本方針および規約に基づき運用方針を定める。

2

施設者は、委員会が定めた運用方針に従い運用する。

第3条(運用責任者)

施設者は、共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークの運用責任を有する者として、共用実験データシステム・共用実験ネットワーク運用責任者(以下「運用責任者」)を置く。

2

運用責任者は、施設者が指名し委員会が承認する。

3

運用責任者は、委員会が定める運用方針に基づき、SPring-8/SACLA の利用実験に必要な共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークを整備し、運用する。

第4条(運用管理者)

運用責任者を補佐し、共用実験データシステムおよび共用実験ネットワーク管理の実務を行う者として共用実験データシステム・共用実験ネットワーク運用管理者(以下「運用管理者」)を置く。

2

運用管理者は、運用責任者が指名する。

第5条(利用者)

利用者とは、研究、業務の目的のために共用実験データシステム・共用実験ネットワークを利用する者をいう。

第6条(システム管理者)

システム管理者とは、利用者のうち計算機資源を共用実験データシステム・共用実験ネットワークに設置・接続し、管理する者をいう。

第7条(対策基準:ガイドライン)

委員会は、共用実験データシステム・共用実験ネットワークにおいて利用者が遵守すべき基本的な技術要件、セキュリティ要件を定めるため、対策基準を定める。

第8条(規約等への同意)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークを利用する利用者は、基本方針、規約、および、対策基準を遵守することに同意する必要がある。

第9条(モニタリング)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークの運用状態を監視するため、運用責任者は、データ・通信内容をモニタリングすることができる。

2

データ・通信内容のモニタリングは、個人情報保護およびプライバシー保護の観点から、その目的に照らして必要最低限度とする。

3

基本方針、規約、および、日本国の法令に基づく場合を除き、モニタリングにより知り得た情報を譲渡・開示してはならない。

第10条(違反状態の改善と停止命令)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークの利用が基本方針、規約、および、対策基準に違反する場合、運用責任者は、違反状態の改善を指示できる。

2

違反状態の改善が見込めない場合、運用責任者は、共用実験データシステム・共用実験ネットワークの利用の停止を命じることができる。

第11条(規約の改定)

委員会は、SPring-8/SACLA および社会的状況の変化等に応じて規約を改定することができる。